

平成29年度

高幡保護区保護司会総会資料



(平成28年10月12日：和歌山刑務所視察研修に於いて)

日 時 平成29年5月12日(金) 15:10～17:00

場 所 四万十町農村環境改善センター 大会議室

平成29年度 高幡保護区保護司会 総 会

日 時 平成29年 5月12日 (金) 15:10 ~ 17:00

場 所 四万十町農村環境改善センター 大会議室

日 程

1. 開 会 事務局長 荒 川 伸 雄
2. 開会挨拶 会 長 壬 生 直 徳
3. 来賓祝辞 四万十町長 中 尾 博 憲
窪川警察署長 山 本 俊 郎
高知保護観察所長 橋 本 英 明
4. 資格審査報告 (事務局長)
5. 議長選出 (")
6. 報告第1号 平成28年度高幡保護区保護司会業務報告の承認について
7. 議 事
 - (1) 議案第1号 平成28年度高幡保護区保護司会収支決算について
 - (2) 議案第2号 平成29年度高幡保護区保護司会事業計画(案)について
 - (3) 議案第3号 平成29年度高幡保護区保護司会収支予算(案)について
 - (4) 議案第4号 高幡保護区保護司会会則の変更(案)について
 - (6) 議案第5号 高幡保護区保護司会役員を選任について
 - (7) その他
8. 閉会挨拶 副会長(窪川分区長) 中 嶋 敏 親
9. 懇 親 会 17:30から

平成28年度 高幡保護区保護司会事業報告

- 4月28日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (企画調整保護司 5名)
- 5月 9日 高幡保護区保護司会役員会 (役員 9名)
- 5月 9日 高幡保護区保護司会決算監査 (会長・事務局長：監査委員)
- 〃 高幡保護区保護司会役員会 (役員9名)
- 5月13日 保護司会代表者会議、高知県保護司会連合会理事会 高知市三翠園ホテル
- 〃 保護観察協会評議員会、高坂寮評議員会 (会長、中嶋副会長)
- 5月16日 第1期定例研修会 東庁舎多目的大ホール「就労支援について」
- 〃 平成28年度高幡保護区保護司会総会 (保護司22名)
- 5月26日 四万十町地域安全協議会総会 窪川警察署 (会長)
- 5月26日 第66回“社会を明るくする運動”四万十町推進委員会 (会長他2名)
- 5月31日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (企画調整保護司 8名)
- 6月 6日 四万十町更生保護女性会28年度総会 (会長)
- 6月21日 四万十町青少年育成町民会議 四万十町農村環境改善センター (会長他7名)
- 6月27日 高幡保護区保護司会役員会 サポセン高幡
- 〃 社明運動広報資料仕分け作業 東庁舎多目的大ホール (役員8名)
- 6月30日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (企画調整保護司10名)
- 6月30日 四万十町少年補導センター(大正)と情報交換会 (武内分区長他3名)
- 6月30日～7月5日 社明作文コンテスト参加依頼に管内小・中学校の訪問
(小学校12校、中学校5校を全保護司が手分けして訪問)
- 7月 1日 第67回“社会を明るくする運動”強調月間広報活動の実施 (保護司全員)
- ・ 四万十町庁舎ホールでセレモニーと壘飯店やみどり市等で広報活動を実施
 - ・ 十和は十和道の駅で広報活動を実施
- 7月16日 社明運動関連親善子供会ソフトボール大会 会場準備 (会長他3名)
- 7月17日 〃 で広報活動 (会長他5名)
- ※10チーム約150名参加
- 7月20日 保護司会経理研修会(谷本企画調整課長、近藤、濱口観察官来所) (会長他3名)
- 7月24日 社明ソフトボール大会(一部雨天延期分) (会長他4名)

- 7月29日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (企画調整保護司9名)
- 8月22日 第2期定例研修会 コミュニテセンター十和「転居・旅行について」 (保護司19名)
- 8月31日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (企画調整保護司10名)
- 9月9日 保護司会代表者協議会・県保連理事会 高知保護観察所 (会長、中嶋副会長)
- 9月13～14日 四国地方保護司代表者会議 松山市 (荒川事務局長)
- 9月26日 保護司候補者検討協議会(第1回)(十和地区) (保護司6名、地域4名)
- 9月28日 保護司処遇基礎力強化研修 高知保護観察所 (武内繁雄保護司)
- 9月30日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (企画調整保護司7名)
- 10月12日～13日 和歌山刑務所視察研修旅行 (保護司14名、更女11名)
- 10月17日 保護司候補者検討協議会(第2階)(十和地区) (保護司6名、地域4名)
- 10月19日 高幡保護区保護司会役員会 農村環境改善センター会議室 (役員8名)
- 10月24日 法務大臣感謝状伝達式 高知保護観察所 (会長、中山保護司)
- 10月27日 四万十町戦没者慰霊祭 四万十会館 (会長)
- 10月31日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (企画調整保護司6名)
- 11月7日 新任保護司伝達式・研修会 高知保護観察所 (大崎保護司)
- 11月17日 高知県更生保護功労者顕彰式展 高知市三翠園ホテル (会長他4名)
- 11月21日 高幡保護区保護司会役員会 サポセン高幡 (役員6名)
- 11月25日 保護司指導力強化研修 高知保護観察所 (佐藤、山脇、北川保護司)
- 11月30日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (企画調整保護司8名)
- 11月30日 第3期定例研修会 四万十町農村環境改善センター会議室
「刑の一部執行猶予制度について」 (保護司22名)
- 11月30日 更生保護サポートセンター「高幡」開所式典 (保護司22名、来賓9名)
- 12月9日 保護司代表者等協議会・県保連理事会 高知保護観察所 (会長、中嶋副会長)
- 12月19日 高幡保護区保護司会役員会(企画調整会議) サポセン高幡 (役員8名)
- 12月22日 社明作文コンテスト最優秀賞伝達式(橋本所長、近藤観察官来所)
田野々小学校(森田柊馬さん)「心をつなげる」 (会長、分区長他1名)
- 12月27日 四万十町役場訪問(年末挨拶) (会長他2名)
- 1月31日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (企画調整保護司8名)

- 2月 9日 第4期定例研修会（高陵合同）須崎市市民文化会館 (保護司19名)
自主テーマ「薬物」について 講師 横山観察官
(研修後 須崎市安和 レストラン琵琶湖で交流会の実施 保護司16名)
- 2月28日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (企画調整保護司6名)
- 3月13日 保護司代表者等協議会・高知県保護司会連合会理事会 高知市・三翠園
〃 高知保護観察協会評議員会 (会長、中嶋副会長)
- 3月31日 更生保護サポートセンター 企画調整会議 (含:新任保護司) (企画調整保護司15名)
- 3月31日 高幡保護区保護司会役員会 サポセン高幡 (役員8名)

以上

議案第1号

平成28年度 高幡保護区保護司会収支決算について

高幡保護区保護司会会則第21条の規定により、平成28年度高幡保護区保護司会決算の承認を求める。

平成29年5月12日提出

高幡保護区保護司会 会長 壬生直徳

平成 28 年度 収支決算書

28 年 4月1日～29年3月31日

収入総額 1,996,508 円
 支出総額 1,980,309 円
 次年度繰越金 16,199 円

1 収入の部〔単位：円〕

高幡保護区保護司会

項	目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
1	会 費 収 入 (計)	81,000	81,000	0	
	① 会 費	81,000	81,000	0	27名×3,000円
	② 特 別 会 費	0	0	0	
2	保護司会に対する実費弁償金収入	942,000	822,562	△ 119,438	組織活動費及びサポートセンター運営
3	補助金・助成金等収入(計)	367,000	368,000	1,000	
	① 地 方 公 共 団 体 等 補 助 金	314,000	314,000	0	四万十町補助金
	② 連 絡 助 成 更 生 保 護 法 人 助 成 金	0	0	0	
	③ 保 護 司 会 連 合 会 助 成 金	53,000	54,000	1,000	保護司会連合会助成金
	④ 社 会 福 祉 協 議 会 助 成 金	0	0	0	
	⑤ 共 同 募 金 配 分 金	0	0	0	
	⑥ そ の 他 の 助 成 金	0	0	0	
4	寄 附 金 収 入 (計)	0	0	0	
	① 保 護 司 寄 附 金	0	0	0	
	② そ の 他 の 寄 附 金	0	0	0	
5	雑 収 入	67	13	△ 54	預金利子
6	特別会計繰入金収入	700,000	700,000	0	
7	前 年 度 繰 越 金	24,933	24,933	0	
合	計	2,115,000	1,996,508	△ 118,492	

2 支出の部〔単位：円〕

高幡保護区保護司会

項	目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
1	事務費（計）	610,000	678,649	68,649	
	① 保護司会運営費（計）	310,000	382,196	72,196	
	(1) 事務所施設費	0	0	0	
	(2) 事務所水道光熱費	0	0	0	
	(3) 資料作成費	5,000	0	△ 5,000	
	(4) 消耗品費	20,000	40,307	20,307	事務用品代
	(5) 備品費	0	0	0	
	(6) 通信運搬費	25,000	30,199	5,199	郵便切手代
	(7) 旅費・交通費	150,000	205,670	55,670	役員会旅費交通費
	(8) 事務局員等手当	95,000	95,000	0	役員及び庶務会計手当
	(9) その他	15,000	11,020	△ 3,980	コピー用紙代、インク代
	② サポートセンター 運営管理費（計）	300,000	296,453	△ 3,547	
	(1) 賃借料	0	0	0	
	(2) 水道光熱費	0	0	0	
	(3) 維持管理費	0	0	0	
	(4) 備品費	150,000	87,449	△ 62,551	携帯電話代、プリンター代、ファクス代
	(5) 通信運搬費	50,000	53,943	3,943	ドコモ携帯、NTT、四万十TV使用料
	(6) その他	100,000	155,061	55,061	サポセン開設祝賀会補助等
2	分担金（計）	190,000	185,140	△ 4,860	
	① 会費	190,000	185,140	△ 4,860	全国保護司連合会等負担金
	② その他	0	0	0	
3	事業費（計）	977,000	1,016,520	39,520	
	① 保護司会活動費（計）	449,000	386,263	△ 62,737	
	(1) 会場借料	0	0	0	
	(2) 資料作成費	62,000	60,000	△ 2,000	社明運動啓発用資料代
	(3) 消耗品費	0	0	0	
	(4) 物品購入費	120,000	111,550	△ 8,450	社明運動用横断幕代等
	(5) 旅費・交通費	190,000	155,240	△ 34,760	社明運動関係及び候補者検討旅費
	(6) 通信運搬費	7,000	2,518	△ 4,482	郵便切手代
	(7) 諸謝金	0	0	0	
	(8) その他	70,000	56,955	△ 13,045	社明運動ソフトボール大会補助等

② 研修研究費(計)	350,000	485,425	135,425	
(1) 研修視察費	350,000	470,720	120,720	和歌山刑務所視察研修
(2) 図書購入費	0	0	0	
(3) その他	0	14,705	14,705	高陵との合同研修時運転手謝金
③ 広報費(計)	0	0	0	
(1) 機関誌等作成費	0	0	0	
(2) その他	0	0	0	
④ 更生援護費(計)	0	0	0	
(1) 給与費	0	0	0	
(2) 補導旅費	0	0	0	
⑤ 分 区 ・ 支 部 (活 動) 助 成 費	0	0	0	
⑥ 協力組織支援費	60,000	50,000	△ 10,000	更女助成金、学校と子供会助成金
⑦ 慶弔・表彰費	10,000	18,000	8,000	慶弔規定による支出
⑧ 大会関係費	40,000	35,822	△ 4,178	顕彰式典参加旅費
⑨ 交際・渉外費	50,000	24,000	△ 26,000	関係機関会合費
⑩ 雑費	18,000	17,010	△ 990	平成29年度版保護司手帳
4 特別会計繰入金支出	250,000	100,000	△ 150,000	
5 予備費	5,000	0	△ 5,000	
6 次年度繰越金	0	0	0	
合 計	2,032,000	1,980,309	△ 51,691	

監査報告書

平成28年度高幡保護区保護司会会計監査を実施したところ、収入・支出ともに適正に処理され、関係諸帳簿・証票等も正確に整理されていたことを報告します。

平成29年5月7日

監事 田部 勤



監事 松下 陽子



議案第2号

平成29年度 高幡保護区保護司会事業計画（案）について

高幡保護区保護司会会則第20条の規定により、平成29年度高幡保護区保護司会の事業計画について別紙の通り総会の議決を求める。

平成29年5月12日提出

高幡保護区保護司会 会長 壬生直徳

平成29年度高幡保護区保護司会事業計画（案）

平成29年度は、保護司活動の拠点となる更生保護サポートセンターが全国に42カ所（被災地支援型サポートセンターの新設4カ所を含む）の設置が認められ、高知県では、幡東保護区に設置されることになりました。県下15保護区のうち9保護区（60％）にサポートセンターが設置されることとなります。

高幡保護区では、平成27年12月1日、四万十町役場東庁舎の会議室にサポートセンターを設置しておりましたが、平成28年10月1日から当初予定の四万十町農村環境改善センター内に移動し、正式に更生保護サポートセンター高幡を開所いたしました。保護司会としても、更生保護活動の拠点ができ、常駐する企画調整保護司を中心に更生保護事業の効率的かつ円滑な運営のため、四万十町更生保護女性会、四万十町少年補導センター等関係機関、団体との連携強化に努めるとともに、刑の一部執行猶予制度など新規施策や諸施策を踏襲しつつ社会情勢に対応し、地域に根ざした更生保護の推進を図るため、次の通り事業計画を策定する。

第1 基本方針

- (1) 就労支援のため協力雇用主の開拓に努める。
- (2) 地方公共団体を始め、労働・教育・福祉等各種団体との連携をより一層緊密にし、更生保護制度に対する地域住民の理解や協力を深め、積極的な協力を得るなど組織的なネットワークづくりに努め、保護観察や犯罪予防活動を効果的に推進する。
- (3) 青少年の健全育成に寄与するため、保護司会、学校との連携促進強化に取り組む。
- (4) 犯罪や非行の増加、原因の複雑化に対応するため、専門的知識の習得や資質及び処遇能力の研鑽に努めるよう研修活動の充実・活発化を図る。
- (5) 保護司定数の充足のため、適任者の発掘活動に取り組む。
- (6) 更生保護サポートセンターを拠点とした諸活動について積極的に取り組む。
- (7) 社会参加活動の充実と社会貢献活動の活動先の開拓に努める。
- (8) 「社会を明るくする運動」にあたっては、他の関係団体と積極的に連携協力するなど目的達成のため運動を展開する。

第2 事業

1. 会議の開催

- (1) 総会の開催 (通常総会 1回)
- (2) 理事会の開催 (随時)
- (3) 地域処遇会議の開催 (随時)
- (4) 企画調整会議の開催 (1回/月)

2. 犯罪予防の活動の推進

※(1) “社会を明るくする運動” 関係事業の推進及び活動

- ① 社明実施委員会への出席 (5月下旬。四万十町役場。参加保護司3~5名)
- ② 街頭一斉広報活動展開 (7月初旬。四万十町役場他。全保護司)
- ③ 社明ポスターの展示 (6月下旬。保護区全域。全保護司)
- ④ 子ども会親善ソフトボール大会実施 (7月中旬。金上野グランド。参加保護司10名程度)
- ⑤ 小・中学校への作文コンテストの募集依頼 (6月~7月。小学12校、中学5校。全保護司)
- ⑥ 矯正施設製品の展示販売 (8月6日。農村環境改善センター。全保護司)

※(2) 学校との連携のため訪問協議 (年1回。小中学校17校。全保護司)

※(3) 少年補導センターの補導活動への参加協力 (通年。保護区内。保護司10名程度)

※(4) 少年補導員連絡協議会活動への参加協力 (通年。保護区内。保護司3~5名)

※(5) 麻薬・覚醒剤乱用防止町民大会への参加協力 (年2回。須崎市他。保護司3名)

※(6) 四万十町地域安全協議会への参加協力 (年1回。警察署。保護司1~2名)

※(7) 四万十町青少年育成町民会議への参加協力 (年1回。農村環境改善センター。全保護司)

3. 処遇支援活動の推進

※(1) 社会資源開拓活動の推進

- ① 社会福祉団体、商工会、農業漁業団体等と積極的な交流を図り社会資源の開拓に努める (通年。社協、商工会等。全保護司)
- ② 協力雇用主の発掘活動・登録要請に努める (通年。地元企業等。全保護司)
- ③ 学校との連携のため訪問協議を行う (年1回。小中学校17校。全保護司)
- ④ 少年補導センターと研究会の開催 (年1回。全保護司)

※(2) 更生保護施設高坂寮の処遇活動に対する協力

- ① 更生援助金の寄付と入所者への活動物資等の寄付
- ② 更生保護施設への夕食会行事開催に協力 (年2回。高坂寮。保護司1~2名)

※(3) 社会貢献活動の推進

- ① 社会貢献活動実施のための協議に関する活動 (通年。全保護司)
- ② 社会貢献活動の活動場所の開拓のための協議に関する活動 (通年。全保護司)

4. 各種研修の実施協力

- (1) 保護観察所が行う研修への参加
- (2) 自主研修の実施 (年1回。全保護司)
- (3) 1泊研修(矯正施設見学)の実施 (隔年。全保護司)
- (4) 近隣保護区との合同研修会の開催

5. 高知県保護司会連合会等との連携

- (1) 保護観察所主催の保護司代表者会議への参加
- (2) 高知県保護司会連合会理事会への参加
- (3) 更生保護大会(顕彰式典)への参加・協力

6. 協力組織との連携促進

- ※(1) 四万十町更生保護女性会と合同研修会の開催
- ※(2) 四万十町更生保護女性会が行うチャリティバザー等に協力

7. 会員相互の親睦活動

- (1) 顕彰式典における受賞者の祝賀会・忘年会等随時親睦会の開催
- (2) 慶弔規程に基づく会員相互の慶弔

8. 広報活動

- ※(1) 町の広報紙及び福祉広報紙等へ社明運動関連記事の掲載依頼をする
(5月～6月。町広報誌他。保護司2～3名)
- ※(2) 町の公共放送機関を通じ広報活動をする
- ※(3) 地域住民向け「更生保護」啓発宣伝資料の活用 (通年。各保護区。全保護司)
 - ① 町内会・自治会への回覧依頼 (6月～7月)
 - ② 役場及び公民館等公共施設に持参 (6月～7月)
 - ③ 地域での集会等の機会をとらえ地域住民に広く配布 (1～3回/各保護司)
 - ④ 地域内小学校、中学校へ持参し、生徒を通じて各家庭へ配布 (6月～7月)

9. その他

高幡保護区保護司会の目的達成のため必要と思われる事業の実施

(注) ※印を付したものは、保護司法第8条の2に規定する保護司会の計画である

平成29年度 高幡保護区保護司会 月別活動計画

月	行 事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整会議 (28日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
5	<ul style="list-style-type: none"> ・高幡保護区保護司会決算監査 (7日) 更生保護サポートセンター高幡 ・高幡保護区保護司会理事会 第1回 (8日) ” ・新任保護司辞令伝達式・研修会 (8日) 高知保護観察所 ・保護区保護司会代表者協議会・高知県保護司連合会理事会・保護観察協会評議員会・高坂寮評議委員会 (17日) 高知市 (ホテル三翠園) ・平成29年度高幡保護区保護司会総会 (12日) 農村環境改善センター大会議室 ・第1回定例研修会 「複数担当制について」 (12日) ” ・平成29年度四万十町地域安全協議会総会 (16日) 窪川警察署 ・第67回 ”社会を明るくする運動”四万十町実施委員会 (30日) 四万十町役場 ・企画調整会議 (31日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
6	<ul style="list-style-type: none"> ・社明ポスターの一斉掲示 (保護区内全域) ・四万十町更生保護女性会総会 (5日) 四万十町役場 ・四万十町青少年育成町民会議 (日) 四万十町農村環境改善センター ・高幡保護区保護司会理事会 (26日) 更生保護サポートセンター高幡 ・企画調整会議 (30日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第67回 ”社会を明るくする運動”強調月間 (全国一斉) ・社明強調月間セレモニー・広報活動 (日) 四万十町役場他 ※各分区毎に社明広報グッズやリーフレットを配布して社明運動を展開する。 (四万十町健康福祉課・社会福祉協議会・地域安全協議会・保護司・更生保護女性会他) ・社明作文コンテスト募集 (9月5日応募締切) (四万十町内17小中学校) ・第57回高幡子供会親善ソフトボール大会 (日) 金上野町営グラウンド ・企画調整会議 (31日) 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議

月	行 事
8	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設作業製品展示販売（事前準備）（5日） 四万十町農村環境改善センター ・矯正施設作業製品展示販売（6日） ” ・金太郎夜市・花火大会での少年補導センター及び少年補導員連絡協議会の補導活動への協力 ・各地域の夏祭りや花火大会等各種イベントにおける補導活動に実施 ・第2回定例研修 事例研修「薬物事犯」（21日） 十和地区 ・企画調整会議（31日） 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
9	<ul style="list-style-type: none"> ・保護区保護司会代表者協議会・高知県保護司連合会理事会（日） 高知市 ・杜明作文コンテスト締め切り(9月5日)と四万十町審査（日） 四万十町健康福祉課 ・処遇基礎力研修会（日） 高知保護観察所 ・企画調整会議（29日） 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
10	<ul style="list-style-type: none"> ・高幡保護区保護司会 理事会（日） 更生保護サポートセンター高幡 ・企画調整会議（31日） 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
11	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度 高知県更生保護事業関係功労者顕彰式典（15日） 高知市 ・第3期定例研修会「他機関連携について」と 顕彰式典祝賀交流会（30日） ・企画調整会議（30日） 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
12	<ul style="list-style-type: none"> ・保護区保護司代表者等協議会及び県保連理事会（日） 高知市 ・企画調整会議（27日） 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
1	<ul style="list-style-type: none"> ・新任保護司特別研修会（日） 高知市 ・企画調整会議（31日） 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期定例研修会 「自由テーマ」（19日） 大正地区 ・企画調整会議（28日） 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議
3	<ul style="list-style-type: none"> ・保護区保護司会代表者協議会・高知県保護司連合会理事会・保護観察協会評議員会・高坂寮評議委員会（日） 高知市（ホテル三翠園） ・高幡保護区保護司会理事会（30日） ・企画調整会議（30日） 更生保護サポートセンター高幡 ・広報活動 ・地域処遇会議

議案第3号

平成29年度 高幡保護区保護司会収支予算（案）について

高幡保護区保護司会会則第20条の規定により、平成29年度高幡保護区保護司会の収支予算について別紙の通り総会の議決を求める。

1. 収入支出予算の総額は収入支出それぞれ1,769千円とする。

平成29年5月12日提出

高幡保護区保護司会 会長 壬生直徳

平成 29 年度 収支予算書

29年4月1日～30年3月31日

前年度繰越金 16,199 円

収入総額 1,769,000 円

支出総額 1,769,000 円

1 収入の部[単位:円]

高幡保護区保護司会

項	目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
1	会 費 収 入 (計)	81,000	81,000	0	
	① 会 費	81,000	81,000	0	27名×3,000円
	② 特 別 会 費		0	0	
2	保護司会に対する実費弁償金収入	954,000	942,000	12,000	組織活動費及びサポートセンター運営
3	補助金・助成金等収入(計)	317,000	367,000	△ 50,000	
	① 地 方 公 共 団 体 等 補 助 金	264,000	314,000	△ 50,000	四万十町補助金
	② 運 絡 助 成 更 生 保 護 法 人 助 成 金		0	0	
	③ 保 護 司 会 連 合 会 金 助 成 金	53,000	53,000	0	保護司会連合会助成金
	④ 社 会 福 祉 協 議 会 金 助 成 金		0	0	
	⑤ 共 同 募 金 配 分 金		0	0	
	⑥ そ の 他 の 助 成 金		0	0	
4	寄 附 金 収 入 (計)	0	0	0	
	① 保 護 司 寄 附 金		0	0	
	② そ の 他 の 寄 附 金		0	0	
5	雑 収 入	801	67	734	
6	特別会計繰入金収入	400,000	700,000	△ 300,000	
7	前 年 度 繰 越 金	16,199	24,933	△ 8,734	
合	計	1,769,000	2,115,000	△ 346,000	

2 支出の部〔単位：円〕

高幡保護区保護司会

項	目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	摘 要
1	事務費（計）	583,000	610,000	△ 27,000	
	① 保護司会運営費（計）	360,000	310,000	50,000	
	(1) 事務所施設費		0	0	
	(2) 事務所水道光熱費		0	0	
	(3) 資料作成費	5,000	5,000	0	総会資料作成費
	(4) 消耗品費	40,000	20,000	20,000	事務用品代
	(5) 備品費		0	0	
	(6) 通信運搬費	30,000	25,000	5,000	郵便切手代
	(7) 旅費・交通費	150,000	150,000	0	役員会旅費日当
	(8) 事務局員等手当	120,000	95,000	25,000	役員、事務局長等手当
	(9) その他	15,000	15,000	0	役員会等お茶代
	② サポートセンター 運営管理費（計）	223,000	300,000	△ 77,000	
	(1) 賃借料		0	0	
	(2) 水道光熱費		0	0	
	(3) 維持管理費		0	0	
	(4) 備品費	140,000	150,000	△ 10,000	DVDプレーヤー、シュレッター
	(5) 通信運搬費	83,000	50,000	33,000	ケーブルTVネット、電話代等
	(6) その他		100,000	△ 100,000	
2	分担金（計）	193,000	193,000	0	
	① 会費	193,000	193,000	0	全国保護司会会費
	② その他		0	0	
3	事業費（計）	588,000	1,057,000	△ 469,000	
	① 保護司会活動費（計）	430,000	449,000	△ 19,000	
	(1) 会場借料		0	0	
	(2) 資料作成費	110,000	62,000	48,000	社明運動用品代、展示即売会チラシ
	(3) 消耗品費		0	0	
	(4) 物品購入費	20,000	120,000	△ 100,000	
	(5) 旅費・交通費	190,000	190,000	0	犯罪予防、地域処遇会議旅費等
	(6) 通信運搬費	10,000	7,000	3,000	郵便切手代
	(7) 謝金		0	0	
	(8) その他	100,000	70,000	30,000	社明ソフトボール大会補助等

② 研修研究費(計)	0	450,000	△ 450,000	
(1) 研修視察費		450,000	△ 450,000	
(2) 図書購入費		0	0	
(3) その他		0	0	
③ 広報費(計)	0	0	0	
(1) 機関誌等作成費		0	0	
(2) その他		0	0	
④ 更生援助費(計)	0	0	0	
(1) 給与費		0	0	
(2) 補導旅費		0	0	
⑤ 分 区 ・ 支 部 (活 動) 助 成 費		0	0	
⑥ 協力組織支援費	50,000	50,000	0	更女助成金、学校と子供会助成金
⑦ 慶弔・表彰費	10,000	10,000	0	
⑧ 大会関係費	30,000	30,000	0	顕彰式典参加旅費
⑨ 交際・渉外費	50,000	50,000	0	関係機関会合費
⑩ 雑費	18,000	18,000	0	平成30年版保護司手帳
4 特別会計繰入金支出	400,000	250,000	150,000	
5 予備費	5,000	5,000	0	
6 次年度繰越金		0	0	
合 計	1,769,000	2,115,000	△ 346,000	

予算の流用については「本予算において、各項目間相互の流用を認めるものとする。」

議案第4号

高幡保護区保護司会会則の改正（案）について

更生保護サポートセンター高幡開所等により、保護司会運営において、新たな役員等の必要性から、高幡保護区保護司会会則第22条の規定により、高幡保護区保護司会会則の変更について別紙の通り総会の議決を求める。

平成29年5月12日提出

高幡保護区保護司会 会長 壬生直徳

○高幡保護区保護司会会則・新旧対照表

新	旧
第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、高幡保護区保護司会とする。	第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、高幡保護区保護司会とする。
(事務所) 第2条 本会は、事務所を高知県高岡郡四万十町榑山町571-7四万十町農村環境改善センター1階「更生保護サポートセンター高幡」内に置く。	(事務所) 第2条 本会は、事務所を会長宅に置く。
(目的) 第3条 本会は、保護司法(昭和25年法律第204号。以下「法」という。)第13条に規定する保護司会として、その任務を円滑に遂行するとともに、法第1条に規定する保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的とする。	(目的) 第3条 本会は、保護司法(以下「法」という。)第13条に規定する保護司会として、その任務を円滑に遂行するとともに、法第1条に規定する保護司会の使命達成に資する活動を行うことを目的とする。
(活動) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため必要な活動及び事業を行なう。 (1) 法第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整 (2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集 (3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表 (4) 保護司の職務に関する研修 (5) 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝 (6) 保護司の人材確保の促進に関する活動 (7) 保護司の任務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)に基づくものを除く。) <u>(8) 更生保護サポートセンターの運営</u> <u>(9) 関係機関との連絡調整</u> 2 前項に掲げるほか、前項の目的を達成するために次の事業を行う。 <u>(1) 会員相互の親睦及び会員の慶弔</u> <u>(2) その他前項の目的を達成するために必要と認める活動</u>	(活動) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため必要な活動及び事業を行なう。 (1) 法第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整。 (2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集。 (3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表 (4) 保護司の職務に関する研修。 (5) 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝。 (6) 保護司の人材確保の促進に関する活動。 (7) 保護司の任務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)に基づくものを除く。)

新	旧
<p>(会 員)</p> <p>第5条 本会は、高幡保護区に配属されている保護司を会員とする。</p>	<p>(会 員)</p> <p>第5条 本会は、高幡保護区に配属されている保護司を会員とする。</p>
<p>(担 当)</p> <p>第6条 本会に、第4条の活動を遂行するため、次の担当を設け、それぞれ担当は会長が指名する。</p> <p>(1) 庶務・会計担当</p> <p>(2) 研修担当</p> <p><u>(3) 社会を明るくする運動担当</u></p> <p><u>(4) 更生保護女性会・BBS担当</u></p> <p><u>(5) 社会貢献活動担当</u></p>	<p>(担 当)</p> <p>第6条 本会に、第4条の活動を遂行するため、次の担当を設け、それぞれ担当は会長が指名する。</p> <p>(1) 庶務・会計担当</p> <p>(2) 研修担当</p> <p><u>(3) 犯罪予防活動担当</u></p> <p><u>(4) 更生保護女性会担当</u></p> <p><u>(5) BBS 担当</u></p> <p><u>(6) 職親担当</u></p>
<p>(分 区)</p> <p>第7条 本会に、次のとおり分区を設け、<u>各分区から1人以上の理事を推薦し</u>、それぞれ分区長を置く。</p> <p>窪川分区長 大正分区長 十和分区長</p>	<p>(分 区)</p> <p>第7条 本会に、次のとおり分区を設け、それぞれ分区長を置く。</p> <p>窪川分区長 大正分区長 十和分区長</p>
<p><u>(更生保護サポートセンター)</u></p> <p>第8条 本会に、<u>更生保護サポートセンターを置く。</u></p> <p><u>2 更生保護サポートセンターには、更生保護サポートセンター長(以下「センター長」という。)を置く。</u></p> <p><u>3 センター長は、会長の命を受け会務を掌理する。</u></p>	
<p>第2章 役 員</p> <p>(役 員)</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。ただし、顧問を置くことができる。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p><u>(2) 副会長 1人</u></p> <p><u>(3) 事務局長 1人</u></p> <p><u>(4) センター長 1人</u></p> <p><u>(5) 理事 6人以上10人以内</u></p>	<p>第2章 役 員</p> <p>(役 員)</p> <p>第8条 本会に次の役員を置く。(但し、顧問を置くことができる。)</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p><u>(2) 副会長 3人(分区長を兼ねる。)</u></p> <p><u>(3) 理事 6人以上8人以内</u></p>

新	旧
<p><u>(6) 顧問 若干名</u> <u>(7) 監事 1人以上2人以内</u></p>	<p><u>(4) 顧問 若干名</u> <u>(5) 監事 2人</u></p>
<p>(役員の選任)</p> <p><u>第10条 理事は、会員の中から総会において選任する。ただし、各分区から1人以上の理事を選任しなければならない。</u></p> <p><u>2 会長及び副会長は、理事の中から互選する。</u></p> <p><u>3 事務局長及びセンター長は、理事の中から会長が指名し、総会において承認を得る。</u></p> <p>4 顧問は、会長が指名し、総会において承認を得る。</p> <p>5 監事は、総会において選任する。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p><u>第9条 会長及び副会長は、理事の中から総会において選任し、副会長は各分区から1名とする。</u></p> <p><u>2 理事は、各分区において選任し、総会の承認を得る。</u></p> <p><u>3 各分区から選任される理事の数は、次のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>窪川分区 6人以内</u> <u>大正・十和 2人以内</u></p> <p>4 顧問は、会長が指名し、総会において承認を得る。</p> <p>5 監事は、総会において選任する。</p>
<p>(役員の職務)</p> <p><u>第11条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。</u></p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。</p> <p>3 理事は、理事会を組織し、会則の定め及び総会の決議に基づき、会務を執行する。</p> <p>4 分区長は、分区内の連絡調整及びその運営にあたる。</p> <p><u>5 事務局長は、本会の庶務、会計等を処理する。</u></p> <p><u>6 センター長は、更生保護サポートセンターの運営にあたる。</u></p> <p><u>7 顧問は、求めに応じ指導助言を行う。</u></p> <p><u>8 監事は、会計及び理事の会務の執行状況を監査し、その結果を総会及び理事会に報告し、意見を述べることができる。</u></p>	<p>(役員の職務)</p> <p><u>第10条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。</u></p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、<u>会長があらかじめ定めた順序により</u>、会長に事故がある時は、その職務を代理し、会長が欠員の時は、その職務を行う。</p> <p>3 理事は、理事会を組織し、会則の定め及び総会の決議に基づき、会務を執行する。</p> <p>4 分区長は、分区内の連絡調整及びその運営にあたる。</p> <p><u>5 顧問は、求めに応じ指導助言を行う。</u></p> <p><u>6 監事は、会計および理事の会務の執行状況を監査する。</u></p>
<p>(役員の任期)</p> <p><u>第12条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</u></p> <p><u>2 会長及び副会長に欠員が生じたときは、理事会に諮り理事会の議決により補欠するものとする。</u></p> <p><u>3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(役員の任期)</p> <p><u>第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</u></p> <p><u>2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u></p>

新	旧
<p><u>4</u> 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまではその職務を行う。ただし、保護司を退任し、会員資格を失った場合は、この限りではない。</p>	<p><u>3</u> 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまではその職務を行う。ただし、保護司を退任し、会員資格を失った場合は、この限りでない。</p>
<p>第3章 会議 (会議の種類) <u>第13条</u> 会議は、総会及び理事会とする。</p>	<p>第3章 会議 (会議の種類) <u>第12条</u> 会議は、総会及び理事会とする。</p>
<p>(総会) <u>第14条</u> 総会は、会員をもって構成する。 2 総会は、毎年1回以上開催するものとし、会長が招集する。 3 会員の3分の1以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。 4 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営上重要な事項を議決する。</p>	<p>(総会) <u>第13条</u> 総会は、会員をもって構成する。 2 総会は、毎年1回以上開催するものとし、会長が招集する。 3 会員の3分の1以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。 4 総会は、この会則で別に定めるもののほか運営上重要な事項を議決する。</p>
<p>(理事会) <u>第15条</u> 理事会は理事をもって構成する。 2 理事会は必要に応じて、会長が招集する。 3 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。 4 理事会には、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決に基づく会務の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p>(理事会) <u>第14条</u> 理事会は理事をもって構成する。 2 理事会は必要に応じて、会長が招集する。 3 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。 4 理事会には、この会則で別に定めるもののほか次の事項を決議する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決に基づく会務の執行に関する事項。 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。</p>
<p>(議長) <u>第16条</u> 総会及び理事会の議長は、会長が行う。</p>	<p>(議長) <u>第15条</u> 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。 <u>2</u> 理事会の議長は会長が行う。</p>
<p>(会議の定足数) <u>第17条</u> 会議は、構成員の現在数の過半数の出席</p>	<p>(議会の定足数) <u>第16条</u> 会議は、構成員の現在数の過半数の出席</p>

新	旧
<p>がなければ開会することができない。</p>	<p>がなければ開会することができない。</p>
<p>(議 決) 第18条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。</p>	<p>(議 決) 第17条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。</p>
<p>第4章 会計等 (経 費) 第19条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。 2 本会の資産は、会長が管理する。</p>	<p>第4章 会計等 (経 費) 第18条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもって当てる。 2 本会の資産は、会長が管理する。</p>
<p>(会計年度) 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(会計年度) 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
<p>(事業計画及び予算) 第21条 本会の事業計画及び予算は、総会の決議により定めなければならない。 (事業報告及び決算報告) 第22条 本会の事業報告及び決算は、毎年度終了後60日以内に監事の監査を受けて総会の議決を得なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算) 第20条 本会の事業計画及び予算は、総会の決議により定めなければならない。 (事業報告及び決算報告) 第21条 本会の事業報告及び決算は、毎年度終了後60日以内に監事の監査を受けて総会の議決を得なければならない。</p>
<p>第6章 雑 則 (会則の変更) 第23条 この会則は、総会の議決を経た場合には、変更することができる。</p>	<p>第6章 雑 則 (会則の変更) 第22条 この会則は、総会の議決を経た場合には、変更することができる。</p>
<p>(施行細則) 第24条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。</p>	<p>(施行細則) 第23条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。</p>
<p>付 則 1 この会則は、平成11年4月1日から施行する。 2 従前の高幡地区保護司会の会計等は、本会に継承するものとする。 3 本会の、設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず次に掲げるものとする。</p>	<p>付 則 1 この会則は、平成11年4月1日から施行する。 2 従前の高幡地区保護司会の会計等は、本会に継承するものとする。 3 本会の、設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず次に掲げるものとする。</p>

新	旧
<p>会長 武内 勇 副会長 田井 宣男 副会長 島井 和喜 事務局・会計 菅原 明良 監事 窪田 拓 監事 土居 孜子</p>	<p>会長 武内 勇 副会長 田井 宣男 副会長 島井 和喜 事務局・会計 菅原 明良 監事 窪田 拓 監事 土居 孜子</p>
<p>4 本会の、設立当初の役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、本会則施行の日から平成11年度の総会の日までとする。</p> <p>付 則 この会則は、平成16年6月7日からとする。</p> <p>付 則 この会則は、平成23年5月12日から施行する。</p> <p>付 則 この会則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この会則は、平成29年5月12日から施行する。</p>	<p>4 本会の、設立当初の役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、本会則施行の日から平成11年度の総会の日までとする。</p> <p>付 則 この会則は、平成16年6月7日からとする。</p> <p>付 則 この会則は、平成23年5月12日から施行する。</p> <p>付 則 この会則は、平成24年4月1日から施行する。</p>

議案第5号

高幡保護区保護司会役員選任について

役 職 (27・28年度)	氏 名	理事(8人)
会 長	壬 生 直 徳	○
副会長 (窪川分区長)	中 嶋 敏 親	○
副会長 (大正分区長)	武 内 文 治	○
副会長 (十和分区長)	林 只	○
庶務・会計担当	荒 川 伸 雄	○
	牧 野 利 恵 子	○
	田 井 哲 雄	○
	中 山 昭	○
会計補佐	戸 田 多 喜 子	
監 事	岡 部 勤	
監 事	松 下 陽 子	

役 職 (29・30年度)	氏 名	理事(10人)
会 長		
副 会 長		
事務局長		
サポートセンター長		
庶務・会計担当		
研修担当		
社明担当		
更女・BBS担当		
窪川分区長		
大正分区長		
十和分区長		
社会貢献活動担当		
監 事		
監 事		